

#### No. 4 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

##### 議第1197号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
鉄町下ノ谷戸特別緑地保全地区	約 1.2ha	

(内容)

鉄町下ノ谷戸特別緑地保全地区は、青葉区北部、東急田園都市線市が尾駅の北西約 2.1 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである「こどもの国周辺地区」に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、横浜市の緑の 10 大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

##### 議第1198号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
桜台特別緑地保全地区	約 0.8ha	

(内容)

桜台特別緑地保全地区は、青葉区中央部、東急田園都市線青葉台駅の北西約 1.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、市街地内に残る樹林地については、特別緑地保全地区、緑地保存地区などの緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとしています。

##### 議第1199号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
恩田町日影山特別緑地保全地区	約 1.3ha	

(内容)

恩田町日影山特別緑地保全地区は、青葉区西部、こどもの国線恩田駅の南東約 600 メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、樹林地については、特別緑地保全地区、源流の森保存地区などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとしています。

### 議第1200号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
長津田町長月特別緑地保全地区	約 1.2ha	

(内容)

長津田町長月特別緑地保全地区は、緑区西部、J R 横浜線長津田駅の南約 1.7 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく緑地の指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全としています。

### 議第1201号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
菅田町赤坂特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

菅田町赤坂特別緑地保全地区は、神奈川区と保土ヶ谷区の区境で、J R 横浜線鴨居駅の南約 1.3 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、区内では少なくなった安定し優良な斜面緑地の保全を図るとしています。

### 議第1202号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
羽沢町相原特別緑地保全地区	約 0.6ha	

(内容)

羽沢町相原特別緑地保全地区は、神奈川区西部、市営地下鉄 3 号線片倉町駅の西約 1.7 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、区内では少なくなった安定し優良な斜面緑地の保全を図るとしています。

議第1203号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
羽沢南四丁目特別緑地保全地区	約 0.3ha	

(内容)

羽沢南四丁目特別緑地保全地区は、神奈川区西部、相鉄本線上星川駅の北約 1.3 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、区内では少なくなった安定し優良な斜面緑地の保全を図るとしています。

議第1204号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
上川井町大竹谷特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

上川井町大竹谷特別緑地保全地区は、旭区北西部、J R 中山駅の南西約 3.3 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく緑地の指定や農地の保全・活用、公園の整備などにより、里山景観の保全・活用を総合的に図るとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、帷子川源流域は、湧水を活かし憩いの場としての水辺環境づくりを進めるとともに樹林地をできる限り保全していくとしています。

議第1205号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
中沢二丁目特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

中沢二丁目特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線二俣川駅の北西約 1.2 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、将来に渡り保全していくことが望ましい緑地については、土地所有者の理解のもとに、緑地保全地区に指定するとしています。

**議第1206号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定**

名 称	面 積	備 考
今川町特別緑地保全地区	約 1.0ha	

(内容)

今川町特別緑地保全地区は、旭区中央部、相鉄本線の鶴ヶ峰駅の西約 1.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく緑地の指定や農地の保全・活用、公園の整備などにより、里山景観の保全・活用を総合的に図るとしてしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用をはかるとしてしています。

**議第1207号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定**

名 称	面 積	備 考
仏向西特別緑地保全地区	約 0.4ha	

(内容)

仏向西特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区中央部、相鉄本線の上星川駅の南西約 1.0 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地をのぞむ丘の軸に位置付けられている川島・仏向の丘地区に位置しており、仏向の丘を市中央部の緑の拠点として重点的に確保し活用するとしてしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、まとまって残る樹林地など、緑の保全に努めるとしてしています。

**議第1208号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定**

名 称	面 積	備 考
今井町大久保特別緑地保全地区	約 0.3ha	

(内容)

今井町大久保特別緑地保全地区は、保土ヶ谷区西部、JR東戸塚駅の北約 2.4 キロメートルに位置する市街化区域内の貴重な緑地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしてしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プラン」において、保土ヶ谷らしい景観をつくり出している斜面緑地を、協定緑地や緑地保存地区などとして極力保全するとしてしています。

議第1209号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
東俣野町特別緑地保全地区	約 1.3ha	

(内容)

東俣野町特別緑地保全地区は、戸塚区南西部、J R 東海道本線戸塚駅の南西約 6.5 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである下和泉・東俣野・深谷周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン戸塚区プラン」において、市街地に点在する貴重な緑地について、防災的配慮も取り入れながら保全につとめるとしています。

議第1210号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
富岡東三丁目特別緑地保全地区	約 1.6ha	

(内容)

富岡東三丁目特別緑地保全地区は、金沢区北部、京急本線京急富岡駅の北東約 900 メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである小柴・富岡地区に位置しており、旧海岸線沿いの緑や史跡など歴史的資産を保全し、農・海とのふれあいの場やレクリエーションの場として活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン」において、緑の尾根軸に位置しており、まとまった樹林地については、土地所有者などの協力を得ながら、緑地保全地区の指定拡大、市民の森の指定などにより保全を進めるとしています。

これら14地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1211号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	恩田東部特別緑地保全地区	約 13.7ha	
旧	恩田東部特別緑地保全地区	約 12.9ha	

(内容)

恩田東部特別緑地保全地区は、青葉区南西部、こどもの国線恩田駅の東約 200 メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の10大拠点の一つであるこどもの国周辺地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備により、緑地を保全・活用するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、緑の拠点に位置しており、横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山については、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成26年 2 月、平成27年 2 月、平成27年12月及び平成28年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1212号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	天神の杜特別緑地保全地区	約 1.3ha	
旧	天神の杜特別緑地保全地区	約 0.9ha	

(内容)

天神の杜特別緑地保全地区は、緑区中央部、JR横浜線十日市場駅の南東約 1.4 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、市街地に残るまとまりのある樹林地を、緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら特別緑地保全地区などの緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成22年12月に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1213号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	三保特別緑地保全地区	約 56.5ha	
旧	三保特別緑地保全地区	約 53.9ha	

(内容)

三保特別緑地保全地区は、緑区南端部、J R横浜線十日市場駅の南約 2.5 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の 10 大拠点の一つである、三保・新治地区に位置しており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備、農業振興策を連携させ、大規模な里山景観を保全・活用するとしています。

また、「都市計画マスタープラン緑区プラン」において、三保・新治に広がる緑を、緑の 10 大拠点のひとつとして保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成16年 1 月、平成20年 3 月、平成23年 3 月及び平成28年 2 月に特別緑地保全地区に指定しています。

これら 3 地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、既存の区域と隣接及び近接する緑地を一体として変更します。